イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

L_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{17} ＝ 0.000
M_{18} ＝ 0.000
M_{19} ＝ 0.000
M_{20} ＝ 0.05324
M_{21} ＝ 0.05584
M_{22} ＝ 0.05605
M_{23} ＝ 0.05609
M_{24} ＝ 0.05700
M_{25} ＝ 0.05818

N_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

O_{17} ＝ 0.000
O_{18} ＝ 0.000
O_{19} ＝ 0.000
O_{20} ＝ 0.05324
O_{21} ＝ 0.05584

P　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

L_n　沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{17} ＝ 0.000
M_{18} ＝ 0.000
M_{19} ＝ 0.000
M_{20} ＝ 0.05335
M_{21} ＝ 0.05590
M_{22} ＝ 0.05613
M_{23} ＝ 0.05620
M_{24} ＝ 0.05730
M_{25} ＝ 0.05859
M_{26} ＝ 0.05854
M_{27} ＝ 0.056
M_{28} ＝ 0.0554
M_{29} ＝ 0.0556
M_{30} ＝ 0.05555
$M_{令元}$ ＝ 0.05517
$M_{令2}$ ＝ 0.04600
$M_{令3}$ ＝ 0.04675
$M_{令4}$ ＝ 0.00654

N_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については、符号 B_n に準ずるものとする。

O_{17} ＝ 0.000
O_{18} ＝ 0.000
O_{19} ＝ 0.000
O_{20} ＝ 0.05335
O_{21} ＝ 0.05590

P　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業